

政策シート提出日※	2026年6月15日	
チーム名※	一票打線	
学校名※ (代表者の所属学校)	香川県立高松高等学校	
都道府県※ (学校の所在地)	香川県	
メンバー※	(氏名)	(フリガナ)
	(氏名)	(フリガナ)
	(氏名)	(フリガナ)
	(氏名)	(フリガナ)
	(氏名)	(フリガナ)
代表者名※ (担当教員もしくは保護者など大人の方を代表者としてください。)	(氏名)	(フリガナ)
代表者連絡先※	(TEL)	(E-mail)
選択テーマ※	☐ 設定テーマ部門 「希望の就職や働き方を実現!若者が安心して社会に出られる政策」 ☐ 自由テーマ部門 「私が総理大臣になった時の一丁目一番地」	
政策タイトル※ (50文字以内)	ようこそ政治界限へ！ ～主権者教育の拡充による未来の国づくり～	
政策の概要※ (400文字以内) 現在 387 文字	若者の低投票率は「投票したくない」という意思表示ではなく、「何を基準に投票すればよいか分からない」という Help の表明である。私たちはこの課題に対し、国家行政組織法3条に基づく独立行政委員会「主権者教育委員会」の新設を提案する。ドイツ連邦政治教育センター(BpB)をモデルに、委員長・委員全員を両院の同意を得て任命することで、超党派的な中立性を組織構造そのもので担保する。同委員会は、学校選挙・講師派遣・党代表討論会・映像教材開発・社会科授業改革からなる主権者教育(①)と、GIGA スクール端末で用いる政治教育アプリの運営(②)を、一体的に所掌する。鍵は中立性の再定義にある。「対立を避ける」中立から「対立をフェアに示す」中立へと転換し、「政治は難しく、自分には関係ない」という意識を「政治界限」への参加へと変え、主権者教育を受けた世代が自ら考えて投票へ向かう社会を目指す。	

政策を思いついた 背景※ (800 文字以内)	若者の低投票率という課題の当事者は、間もなく有権者となる私たち自身である。私たちの多くが、いざ投票という時に「何を判断基準に投票すればよいか分からない」という状態にある。これが、私たちの問題意識の出発点である。 日本の国政選挙における若者（10 代～30 代）の投票率は著しく低い。2017 年衆議院選挙では 20 代の投票率が 33.9%にとどまった一方、スウェーデンでは 2018 年の全体投票率が 87.2%、18-24 歳でも 81.3%(2014 年)を記録し、ドイツも 7 割を超える。この差の根底には、主権者教育のあり方の違いがある。 日本では選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた後も、学校現場での政治教育は限定的なままである。その結果、判断基準を持ってないまま投票日を迎える人が多い。投票率の低さは「政治に関心がない」のではなく、Help の表明だと私たちは考える。この「わからなさ」の根底には、政治を「自分には関係のない他人事」と捉える意識がある。さらに、学校教育では政治そのものが「タブー」として扱われやすい。これは 1950 年代の偏向教育論争以来、「政治的中立性」が「対立のあるテーマを避けること」と理解されてきたためであり、教員が踏み込むことを躊躇させてきた。 一方、ドイツの政治教育を研究する近藤孝弘によれば、ドイツでは 1976 年のボイテルスバッハ・コンセンサスにより「論争のあることは授業でも論争として扱う」ことが中立性とされ、政党間の対立点も教育の対象とされる。スウェーデンでも、渡辺博明が論じるように、選挙にあわせ全国の高校の半数以上が参加する「学校選挙」を通じ、生徒が政党や政策と向き合う経験を積んでいる。私たちは、日本の「中立性=対立の排除」という発想そのものが政治教育を停滞させ、若者の低投票率を生んでいると考える。この発想を「中立性=対立のフェアな提示」へ転換し、それを担保する制度を整えることが、根本的な解決策だと考えた。
実現する社会※ (1200 文字以内)	具体的には、国家行政組織法 3 条に基づく独立行政委員会「主権者教育委員会」を新設する。BpB 設置法第 6 条は連邦議会議員からなる理事会が組織の政治的均衡を保つと定める。これをモデルに、委員長・委員全員を両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する規定を設置法に盛り込み、複数政党の意向を反映した合議体として、中立性を組織構造そのもので担保する。 ここで、国家が政治を教えることへの懸念は当然ありうる。しかし戦後ドイツは、ナチスへの反省から、国家機関でありながら政権から独立した政治教育を 70 年以上運営してきた。日本でも、教育基本法第 14 条は政治的教養の尊重を求める一方、特定の政党を支持・反対する政治教育を禁じている。本委員会は、生徒を特定の見解へ誘導しないボイテルスバッハの「教化の禁止」と、対立を公平に扱う論争提示の原則を、委員の両院同意人事とあわせて制度に組み込む。これにより、教育基本法第 14 条が求める政治的中立性を担保し、思想統制とは正反対の、自ら考える力を育てる教育を実現する。 第一の事業は主権者教育の制度化である。国政選挙にあわせ、ドイツの Juniorwahl のように本物の投票用紙・投票箱を用いた「学校選挙」を全国の高校で実施し、結果を公表する。各政党推薦の講師を派遣し、対立をそのまま扱う討論会を開催す

る。教員ごとの判断のばらつきや失言を防ぐための標準的な映像教材も委員会が開発・提供する。

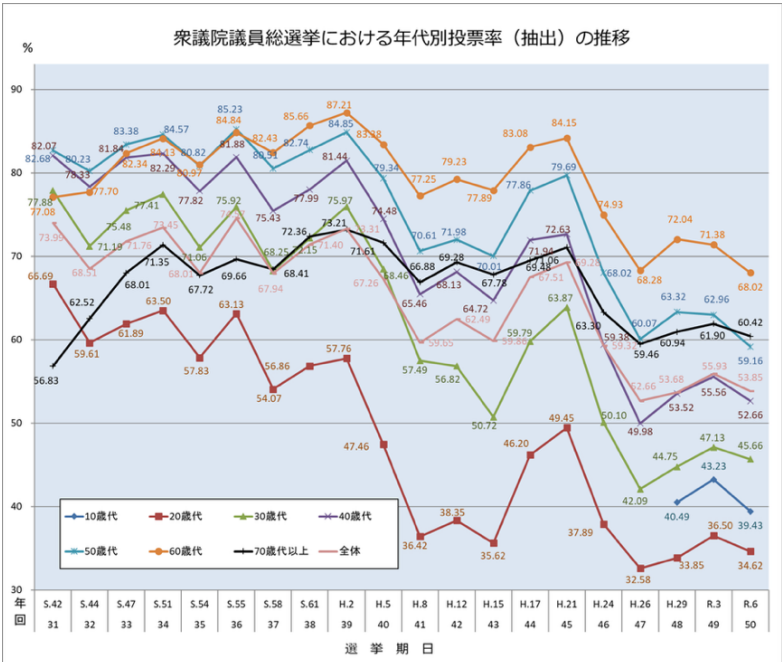
第二の事業は政治教育アプリの開発・運営である。政治史・政党の政策データ・政治の仕組みを学べる学習機能、政策シミュレーション機能に加え、政党や政治家の街頭演説の情報や日々の発信を追える「推し」機能を設け、政治を身近に感じる体験を提供する。GIGA スクール構想で整備済みの1人1台端末を用いるため、ハードの追加投資なくコンテンツ開発に予算を集中できる。また、本アプリは独自に開発中である。（資料2）

財源は二層で確保する。委員会本体の運営費は、個人情報保護委員会など既存の三条委員会の規模を前例に、数十億円規模の新規運営費交付金として確保する。事業費は、総務省・文科省が分散して担う主権者教育・選挙啓発事業を、予算・人員ごと本委員会に移管する。これはこども家庭庁が複数省庁の事業を統合した手法と同じで、新規財源を最小限に抑えられる。

実施はまず一部の地域・学年で先行し、政治知識・関心度・模擬投票率を事前事後で測定して効果を検証したうえで、全国へ拡大する。投票率を左右する要因は教育以外にも大きく、教育のみで解決するとは考えていない。それでも、主権者教育を受けて育った世代が有権者になる頃には、「わからないから動けない」若者は着実に減るはずである。自らの判断基準を持って投票所へ向かう若者が増え、対立点を理解したうえでの建設的な議論が社会に根づく。それこそが、私たちの目指す社会である。

【資料】
○資料1 「衆議院総選挙の年代別投票率の推移」

自由利用シート
* 参考文献、
グラフ、
写真等はここに添
付してください。



年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26	H.29	R.3	R.6
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
10歳代																		40.49	43.23	39.43
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50	34.62
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.13	45.66
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56	52.66
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96	59.16
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.38	68.02
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.90	60.42
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93	53.85

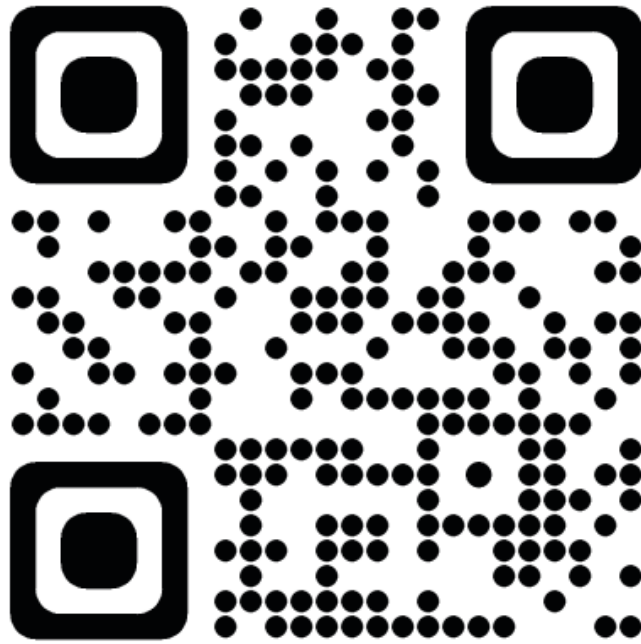
※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに14～18歳投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の間に、70歳以上の投票率は71歳以上の値となっています。

※③ 第48回の10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

○資料2 [独自に開発中の政治学習アプリの URL と QR コード]

<https://funasun273.xsrv.jp/>



※審査中も更新しています。

[参考文献]

- ・ 総務省「よくわかる投票率」(総務省 選挙部, 2026 年)
- ・ 総務省「令和 6 年版 情報通信白書」(能登半島地震における偽情報の拡散状況等)
- ・ 公益財団法人 明るい選挙推進協会 公式サイト(事業内容・財源)
- ・ 総務省 主権者教育・選挙啓発関連資料
- ・ 「ドイツの政治教育における政治的中立性の考え方」 近藤孝弘(総務省, 2011 年)
- ・ 渡辺博明「スウェーデンの主権者教育と政治参加」(SYNODOS, 2019 年)
- ・ 連邦政治教育センター(BpB)Wikipedia(設置法第 6 条:理事会による政治的均衡のコントロール)
- ・ ジュニア選挙(Juniorwahl)関連報道(Kumulus e.V.主催の学校模擬選挙)
- ・ 政党助成法に基づく政党交付金(総務省)